

行政機関情報公開法・神奈川県情報公開条例比較表(条例順)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
			目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条） 第三章 審査請求等（第十八条―第二十一条） 第四章 補則（第二十二条―第二十六条） 附則				目次 第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 行政文書の公開（第4条～第15条） 第3章 審査請求（第15条の2～第21条） 第4章 情報の公表等（第22条～第27条） 第5章 雑則（第28条～第34条） 附則
1	-	-	（目的） 第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。	1	-	-	（目的） 第1条 この条例は、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにする等県政に関する情報の公開を総合的に推進することにより、公正で開かれた県政の実現を図り、もって県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的とする。
				2	1	-	（実施機関の責務） 第2条 実施機関は、行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。
				2	2	-	2 実施機関は、行政文書の公開のほか、県民が県政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表、情報の提供、会議の公開等の拡充を図ることにより、県政に関する情報の公開を総合的に推進するよう努めなければならない。
				2	3	-	3 実施機関は、この条例の運用に当たっては、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたい個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。
2	2	-	2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	3	1	-	（定義） 第3条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。）がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関において管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
2	2	1	一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの	3	1	1	(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
2	2	2	二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等	3	1	2	(2) 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料
2	2	3	三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）	3	1	3	(3) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの
2	1	-	(定義) 第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。	3	2	-	2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。
2	1	1	一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関	3	2	-	〃
2	1	2	二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）	3	2	-	〃
2	1	3	三 国家行政組織法（昭和三十二年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）	3	2	-	〃
2	1	4	四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの	3	2	-	〃
2	1	5	五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの	3	2	-	〃
2	1	6	六 会計検査院	3	2	-	〃

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
3	-	-	(開示請求権) 第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。	4	-	-	(行政文書の公開を請求する権利) 第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。
5	-	-	(行政文書の開示義務) 第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。	5	-	-	(行政文書の公開義務) 第5条 実施機関は、行政文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。
5	-	1	一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	5	-	1	(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
5	-	1	イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	5	-	1	ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報
5	-	1	ロ	5	-	1	イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
5	-	1	ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	5	-	1	ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
5	-	1	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	5	-	1	エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
5	-	1.2	一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号				
5	-	2	二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	5	-	2	(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
5	-	2	イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	5	-	2	''
5	-	3	三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報				
5	-	5	五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	5	-	3	(3) 県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（以下この号において「県の機関等」という。）の内部若しくは相互間又は県の機関等と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
5	-	6	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	5	-	4	(4) 県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
5	-	6	イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	5	-	4	ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
5	-	6	ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	5	-	4	イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
5	-	6	ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	5	-	4	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
5	-	6	ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	5	-	4	エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
5	-	6	ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	5	-	4	オ 県若しくは国等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
5	-	2	ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	5	-	5	(5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
5	-	4	四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	5	-	6	(6) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
				5	-	7	(7) 法令等の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公開することができないとされている情報
6	1	-	(部分開示) 第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。	6	1	-	(部分公開) 第6条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の公開をしなければならない。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
6	2	-	2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。	6	2	-	2 公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
7	-	-	（公益上の理由による裁量的開示） 第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第五条第一号の二に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。	7	-	-	（公益上の理由による裁量的公開） 第7条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる。
8	-	-	（行政文書の存否に関する情報） 第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	8	-	-	（行政文書の存否に関する情報） 第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。
4	1	-	（開示請求の手続） 第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出しなければならない。	9	1	-	（公開請求の手続） 第9条 公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。
4	1	1	一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名	9	1	1	(1) 公開請求をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
4	1	2	二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	9	1	2	(2) 公開請求に係る行政文書の内容
				9	1	3	(3) その他実施機関が定める事項
4	2	-	2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。	9	2	-	2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
10	1	-	(開示決定等の期限) 第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にならなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	10	1	-	(公開請求に対する決定等) 第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
9	1	-	(開示請求に対する措置) 第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。	10	2	-	2 実施機関は、諾否決定をしたときは、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
9	2	-	2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	10	3	-	3 前項の場合において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき（第8条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る行政文書を実施機関が管理していないときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。
10	2	-	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	10	4	-	4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
11	1	-	(開示決定等の期限の特例) 第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	10	5	-	5 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて諾否決定を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
11	1	1	一 本条を適用する旨及びその理由	10	5	1	(1) この項の規定を適用する旨及びその理由
11	1	2	二 残りの行政文書について開示決定等をする期限	10	5	2	(2) 残りの行政文書について諾否決定をする期限

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
12	1	-	(事案の移送) 第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。	11	1	-	(事案の移送) 第11条 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において諾否決定を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
12	2	-	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものみなす。	11	2	-	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての諾否決定を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
12	3	-	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力を行わなければならない。	11	3	-	3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、第13条の規定による行政文書の公開の実施に関して必要な協力を行わなければならない。
12.2	1	-	(独立行政法人等への事案の移送) 第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。				

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
12.2	2	-	2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。				
12.2	3	-	3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。				
13	1	-	（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条第二項及び第二十条第一項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。	12	1	-	（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第12条 公開請求に係る行政文書に県以外のもの（以下この条、第17条第3号及び第18条第1項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、諾否決定をするに当たって、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
13	2	-	2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	12	2	-	2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
13	2	1	一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。	12	2	1	(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号エ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
13	2	2	二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。	12	2	2	(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第7条の規定により公開しようとするとき。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
13	3	-	3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。	12	3	-	3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。
14	1	-	(開示の実施) 第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。	13	1	-	(行政文書の公開の実施) 第13条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、行政文書の公開をしなければならない。
14	1	-	〃	13	2	-	2 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行うものとする。
14	1	-	〃	13	3	-	3 公開請求に係る行政文書の公開をすることにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の公開に代えて、当該行政文書を複写したものにより、これを行うことができる。
				13	4	-	4 実施機関は、請求者が第10条第2項に規定する通知があった日から30日以内に公開請求をした行政文書の公開を受けないときは、当該請求者に対し、相当の期間を定め、その期間内に当該行政文書の公開を受けるよう催告することができる。この場合において、請求者がその期間内に正当な理由なく行政文書の公開を受けないときは、当該行政文書の公開は実施されたものとみなす。
14	2	-	2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。				

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
14	3	-	3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。				
14	4	-	4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。				
15	1	-	(他の法令による開示の実施との調整) 第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合）については、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。	14	-	-	(他の法令等による公開との調整) 第14条 他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあっては、当該他の法令等が定める方法（公開の期間が定められている場合）にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による公開については、この章の規定は、適用しない。
15	2	-	2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。	14	-	-	”
16	1	-	(手数料) 第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。	15	-	-	(費用負担) 第15条 公開請求に係る行政文書（第13条第3項の規定により行政文書を複製したものを含む。）の写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。
16	2	-	2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。				
16	3	-	3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。				
17	-	-	(権限又は事務の委任) 第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。				

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				15.2	-	-	(公営企業管理者等に対する審査請求) 第15条の2 公営企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政法人が行った諾否決定又は公営企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該公営企業管理者又は当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。
				15.3	-	-	(審理員による審理手続に関する規定の適用除外) 第15条の3 諾否決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。
19	1	-	(審査会への諮問) 第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。	16	1	-	(審査会への諮問) 第16条 諾否決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、神奈川県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、審査会の議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。
19	1	1	一 審査請求が不適法であり、却下する場合	16	1	1	(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
19	1	2	二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)	16	1	2	(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。
				16	2	-	2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しその他知事が定める書類を添えてしなければならない。
19	2	-	2 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。	17	-	-	(諮問をした旨の通知) 第17条 前条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
19	2	1	一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。)	17	-	1	(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
19	2	2	二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	17	-	2	(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
19	2	3	三 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	17	-	3	(3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
20	1	-	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等) 第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。	18	1	-	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続) 第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
20	1	1	一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決	18	1	1	(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
20	1	2	二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	18	1	2	(2) 審査請求に係る諾否決定（審査請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（当該行政文書の公開について、第三者が反対意見書を提出している場合又は参加人が意見等（次条第3項若しくは第20条第1項若しくは行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項に規定する意見又は第20条第3項若しくは同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書をいう。）において反対の意思を表示している場合に限る。）
20	2	-	2 開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。	18	2	-	2 公開請求に係る不作為についての審査請求が理由がある旨の裁決をし、当該審査請求に係る行政文書を開示することとする場合における第12条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項ただし書中「場合」とあるのは「場合又は当該第三者が参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次項において同じ。）として意見等（第18条第1項第2号に規定する意見等をいう。次項において同じ。）において当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合」と、同条第3項前段中「提出した」とあるのは「提出し、又は参加人が意見等において当該審査請求に係る行政文書の公開に反対の意思を表示した」と、同項後段中「第三者」とあるのは「第三者又は当該反対の意思を表示した参加人」とする。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (審査会の調査権限) 第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p>	19	1	-	<p>(審査会の調査権限等) 第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書の提示を求めることができる。この場合において、当該行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、第2章及びこの章の規定並びに神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)第2章第2節及び第3節の規定は、適用しない。</p>
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (審査会の調査権限) 第九条 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>	19	2	-	<p>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (審査会の調査権限) 第九条 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p>				
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (審査会の調査権限) 第九条 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十三条第四項に規定する参加人をいう。次条第二項及び第十六条において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>	19	3	-	<p>3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。</p>
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (合議体) 第六条 審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p>	19	4	-	<p>4 審査会は、委員の全員の構成により調査審議を行う必要があると認める場合を除き、その指名する委員3人以上をもって構成する部会で調査審議する。</p>

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (委員) 第四条 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	19	5	-	5 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (意見の陳述) 第十条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	20	1	-	(意見の陳述等) 第20条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (意見の陳述) 第十条 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>	20	2	-	2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (意見書等の提出) 第十一条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	20	3	-	3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、意見書又は資料の提出を認めることができる。
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (提出資料の写しの送付等) 第十三条 審査会は、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	21	1	-	(提出資料等の写しの送付等) 第21条 審査会は、第19条第3項に規定する資料又は前条第3項に規定する意見書若しくは資料（以下この条において「資料等」という。）の提出があったときは、当該資料等の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (提出資料の写しの送付等) 第十三条 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p>	21	2	-	2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料等の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (提出資料の写しの送付等) 第十三条 3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	21	3	-	3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
			<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (提出資料の写しの送付等) 第十三条 4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>	21	4	-	4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
21	1	-	<p>(訴訟の移送の特例) 第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。</p>				

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
21	2	-	2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。				
				22	1	-	(情報の公表) 第22条 実施機関は、県民が公開請求をすることなく、県政に関する主要な情報を得られるよう、次に掲げる事項に関する情報で実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等に別段の定めがあるとき又は当該情報が非公開情報に該当するときは、この限りでない。
				22	1	1	(1) 県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画並びにその他の県の主な計画及び指針
				22	1	2	(2) 県の予算編成の方針及び予算の内容
				22	1	3	(3) 県が実施した政策の評価の結果
				22	1	4	(4) 地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議（公開するものに限る。）の資料、報告書及び議事録
				22	1	5	(5) その他実施機関が定める事項
				22	2	-	2 実施機関は、同一の行政文書につき複数の者から公開請求があつてその都度当該行政文書の全部を公開する旨の決定をした場合その他の場合で、行政文書を公表することが県民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、これを公表するよう努めなければならない。
				23	-	-	(情報の提供) 第23条 実施機関は、前条に規定するもののほか、県政に関する情報を、多様な媒体の活用等により、県民に積極的に提供するよう努めるとともに、県民の求めに応じ、当該情報を迅速かつ簡易な手続により提供するよう努めなければならない。
				24	-	-	(県民が必要とする情報の把握) 第24条 実施機関は、情報の公表及び情報の提供に関する施策を効果的に実施するため、県民が必要とする県政に関する情報を的確に把握するよう努めなければならない。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				25	-	-	(会議の公開) 第25条 附属機関の会議（法令等の規定により公開することができないとされているものを除く。）は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、実施機関が公開しないことを定めたとき又は当該附属機関が公開しないことを決定したときは、この限りでない。
				25	-	1	(1) 非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき。
				25	-	2	(2) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
				26	1	-	(出資団体等の情報公開) 第26条 県が出資その他財政上の援助を行う団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。
				26	2	-	2 実施機関は、出資団体等の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。
				26	3	-	3 出資団体等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び電磁的記録の公開について、公開の申出の手續、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があつたときの手續その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。
				26	4	-	4 実施機関は、前項の指定をした出資団体等に対し、同項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項の指導を行わなければならない。
				26	5	-	5 第3項の指定を受けた出資団体等は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があつたときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
				26	6	-	6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				27	1	-	(指定管理者の情報公開) 第27条 地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この項において同じ。)の管理を行わせる者として県が指定する者(以下この項において「指定管理者」という。)は、公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみ、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該指定管理者において管理しているものの公開に努めるものとする。
				27	2	-	2 前条第2項の規定は、前項に規定する公開について準用する。
				28	-	-	(利用者の責務) 第28条 この条例の規定により公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない。
				29	1	-	(行政文書の管理等) 第29条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。
				29	2	-	2 実施機関は、行政文書の分類、作成及び保存その他の行政文書の管理に関する必要な事項を定めるとともに、これを公表するものとする。
22	1	-	(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等) 第二十二條 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律第七条第二項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	29	3	-	3 実施機関は、その定めるところにより、行政文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。
22	2	-	2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。				
24	-	-	(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実) 第二十四條 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。	30	1	-	(情報の公開に関する制度の改善等) 第30條 実施機関は、行政文書の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく情報の公開に関する制度の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (R4. 4. 1施行後)				神奈川県情報公開条例			
条	項	号	条文	条	項	号	条文
				30	2	-	2 実施機関は、前項の規定により、情報の公開に関する制度の改善についての重要な施策を立案し、及び実施するに当たっては、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。
23	1	-	(施行の状況の公表) 第二十三条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。	31	-	-	(運用状況の公表) 第31条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。
23	2	-	2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	31	-	-	〃
			【参考】 刑事訴訟法 (適用除外) 第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百四十号）の規定は、適用しない。	32	-	-	(適用除外) 第32条 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。
25	-	-	(地方公共団体の情報公開) 第二十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。				
26	-	-	(政令への委任) 第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。	33	-	-	(委任) 第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
18	-	-	(罰則) 第十八条 第四条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	34	-	-	(罰則) 第34条 第19条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。